

介護保険制度のお知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

申請から介護サービス利用までの流れ

① 申請
長寿介護課へ申請（地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行可）。

② 審査・判定

要介護認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、その結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、要介護状態区分のいずれかまたは非該当の判定を行います。

③ 結果通知

原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書を郵送します。また、認定された方には、結果が記載された保険証を同封します。

④ ケアプラン作成

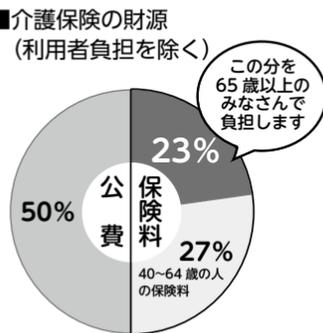
ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画のことです。要介護1〜5と認定された方は、配布する

指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

⑤ サービスを利用

サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割〜3割のい

ずれかを利用者が負担します。※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1ヵ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額利用者が負担することとなります。



問長寿介護課 ☎443

【表1】介護保険料表

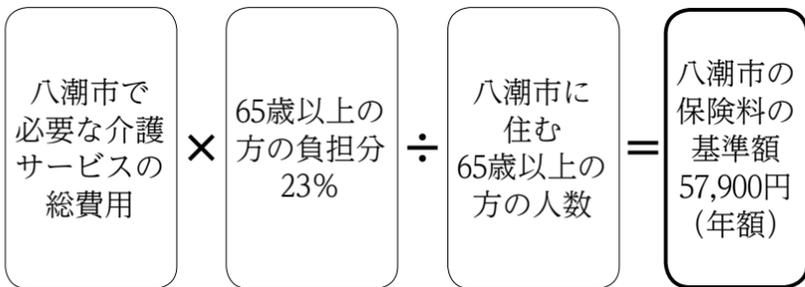
◎介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

所得段階	内容	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	21,700円 (基準額×0.375)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	33,200円 (基準額×0.575)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	41,900円 (基準額×0.725)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	52,100円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,900円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,400円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	72,300円 (基準額×1.25)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	86,800円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	92,600円 (基準額×1.60)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,300円 (基準額×1.75)

介護保険は、国・県・市が負担する「公費」とともに、皆さんが納める「保険料」を財源として運営されています。この制度は、それぞれが負担しあい、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」(左下「基準額の決め方」)をもとに決まります。市では、この「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税

○基準額の決め方



【表2】

	平成30年度	平成31年度
第1段階	26,000円	21,700円
第2段階	37,600円	33,200円
第3段階	43,400円	41,900円

低所得者への保険料減額
10月から消費税率が引き上げられることに伴い、低所得者への負担軽減として、第1〜3段階の保険料額が減額されました(表2)。

の課税状況や所得に応じた負担になるように、10段階に分けて設定しています(表1)。※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

購入対象者	購入限度額
平成31年1月1日時点で住民登録があり、平成31年度の市民税(均等割)が非課税である方 (課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などは除く)	20,000円※ (使用可能額 25,000円)
3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主で、次の①〜③に該当する方 ①令和元年6月1日時点で住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年6月1日までに出生した子が属する世帯主 ②令和元年7月31日時点で住民登録があり、令和元年6月2日から7月31日までに出生した子が属する世帯主 ③令和元年9月30日時点で住民登録があり、令和元年8月1日から9月30日までに出生した子が属する世帯主	20,000円※ (使用可能額 25,000円) × 子どもの人数

※1セット4,000円(券面額5,000円)を5セットまで購入できます

プレミアム付商品券 事業のお知らせ

問商工観光課 ☎803

10月から消費税率が引き上げられることに伴い、低所得者と3歳未満の子どもがいる世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的にプレミアム付商品券(プレミアム25パーセント)の販売を行います。

また、この商品券は、10月から令和2年3月(予定)の間、市内取扱店舗で使用できます。購入の方法などは、詳細が決まり次第、広報やしおやホームページでお知らせします。なお、商品券の取扱店舗の募集については、7月頃に別途お知らせする予定です。